

令和9年度に向けた障害福祉計画及び 障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

第148回障害者部会 (R7.7.24)
資料1より抜粋

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。

- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児支援計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

＜今後のスケジュール(想定)＞

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(～令和11年度)

1 障害福祉サービスの 地域差について

地域差の是正に係る論点

地域差の是正に向けた対応・サービス見込量の在り方について

（地域差の是正に向けた対応）

- 前回の議論を踏まえて、サービス別・市町村別（障害福祉圏域別）の利用者や伸び率（2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較を含む）に係る資料をお示ししたところであるが、これらの資料を踏まえ、障害福祉サービスの利用に係る地域差についてどう考えるか。
 - ー地域差について、どのように捉えるのか。
 - ーばらつきのある地域差の是正に向けて、どのように対応するのか。

（サービス見込量の在り方）

- 地域差の是正の観点も踏まえ、サービスの見込み量をどのように設定すべきか。

＜地域差の考え方に関するもの＞

- 多様な地域特性に基づく地域差は一律に是正すべきものなのか。
- どの程度の差があれば積極的に是正すべきなのか。地域差を客観的に捉えるための指標を示す必要。

＜地域差の捉え方に関するもの＞

- 地域の人口規模が大きければ、それに比例して障害者の数も多くなるのか。
- 障害者手帳所持者の数等は、支援のニーズを見積もる一つの手がかりになるのではないか。
- 利用者の割合別の伸び率をみるために、パーセンタイルの把握が必要。
- 市町村別の利用者数や伸び率と提供体制の相関も見ておく必要。
- データ操作上の規模の効果を排除したうえで実際の格差を検証する方法はないのか。
- 地域差の考え方や是正については、介護、医療分野での取組も一定程度参考にする必要。

＜地域差の是正に係る対応に関するもの＞

- 特に中山間地域等で、サービス提供体制や人材確保を強化することが重要。
- 全国平均と比べて大きく乖離している自治体は、要因を確認し、地域差の是正に向けた検討を行う必要。
- 必要数から大きく乖離している自治体は、必要な人が必要なサービスを利用できるよう是正する必要。
- 地域として需給のバランスがとれているのか、地域の事情を個別に確認する必要がある。
- あるべきサービス量を整理し、それに基づいて必要量と実績値との乖離を分析する必要。
- 都市部や過疎地など、いくつかの類型に分け、地域の実情に応じて設計する必要。
- サービス提供の実態も踏まえないと、サービスの見込量などの判断ができないのではないか。

＜地域差の考え方に関するもの＞

- 伸び率や人口に占める利用者数割合が低いからといって、一律に不適切という評価にはならないと思うが、このような指標はどのように見れば良いのか。
- 地域差が生じる原因にもよると思うが、このような地域差は是正すべきものなのか。
- 地域差について、都市部と地方部で差異が生じる理由は何か。

＜地域差の捉え方に関するもの＞

- 全国的にどこに行っても必要なサービスがきちんと受けられるべきだが、それが受けられないという地域格差を把握するのに、どのようなデータが必要だと考えられるか。
- 地域差を見る指標として、人口規模に占める利用者数の割合ではなく、身体障害者手帳所持者数等といった手帳所持者数に占める利用者数割合も考えられるのではないか。
- 地域の人口規模が大きければ、それに比例して障害者の数も多くなるという前提であれば、人口規模に占める利用者数の割合は、格差をみる手がかりになると考えられるが、この前提を根拠づけるようなデータがあるのか。
- 利用者数の伸び率といっても、利用者割合が小さい自治体で伸び率が高ければ格差の縮小につながると考えられる一方、利用者割合が大きい自治体の伸び率の方が高いということであれば、むしろ格差の拡大になってしまうと考えられる。
- 規模が大きい都道府県であれば、最大最小の差分も小さく出る傾向にあると考える。その一方で、規模が小さい市町村であれば、最大最小の差分も大きく出る傾向にあると考えられるが、このような規模の効果を取り除いたうえで、実際の格差を検証する方法はないのか。

地域差の是正に関する基本的な考え方

基本的な考え方

- 障害者等の地域生活を支援するため、あらゆる地域において、必要な障害福祉サービス・障害児福祉サービスが提供されるよう、引き続き、障害福祉サービス等の「均てん化」を図る必要がある。
- そのため、市町村・都道府県において、「基本指針」に基づき、「障害者福祉計画」・「障害児福祉計画」を作成し、地域の実情に即して、総合的かつ計画的にサービス提供体制の確保を図っている。
- その際、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においては、引き続き、サービス提供体制の整備を図る必要がある。
- また、高齢化・人口減少が進む中で、特に、中山間・人口減少地域において、地域の需要に応じたサービスを維持・確保するための提供体制の整備の推進を図る必要がある。
- 一方で、近年、市町村・都道府県が障害者福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けているサービス・地域もあり、多くの事業者が参入し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中で、利用者のニーズに合致した障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。
- 障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれている制度であること、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正することが重要である。



【これまでお示してきた論点】

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策

▶ 必要量の見込み方法の見直し

- ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
- ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
- ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

地域差の是正に対応するにあたって整理が必要な事項

- 障害福祉サービスの地域差を是正するための対応を検討するにあたっては、「対応する必要がある地域差」の考え方を整理した上で、具体的な対応策を検討する必要がある。
- そうした中で、障害福祉サービスの利用者の置かれている状況は多種多様であり、標準的・類型的なサービス利用像を想定することは困難であることから、現在活用可能なデータ等から地域差を捉えていくことになる。



【「対応する必要がある地域差」の考え方を策定するにあたり、整理が必要な事項】

- ・ サービス利用に関する地域差を見るための指標 …… どのような数字で比較をするのか
- ・ サービス利用に関する地域差の基準点 …… 何と比べて差があると判断するのか
- ・ 「対応する必要がある地域差」の対象ライン …… どこからを対応の対象とするのか

サービス利用に関する地域差を見るための指標について

指標を検討するにあたっての考え方

- サービス利用に関する地域差を見る指標としては、利用量の実績を見ることができる指標である利用者数といった指標が考えられる。
- しかし、利用者数そのものでは、人口規模の大きな地域では、利用者数が多くなり、人口規模の小さな地域では、利用者数が少なくなる傾向にあるため、利用者数をそのまま用いるのは、適切ではない。（人口規模を考慮する必要がある。）
- 人口規模の違いを考慮するため、利用者数そのものではなく、人口に占める利用者数の割合や手帳所持者に占める利用者数の割合といった指標を見る必要がある。
- 人口の場合、全てのサービス利用者を含んでいる一方で、手帳所持者の場合、例えば、精神障害者や知的障害者等の場合、手帳を所持せずとも、障害福祉サービスを利用することが可能であり、手帳の所持がサービスの利用に直結しているとは言えないため、一部のサービス利用者を含んでいない可能性がある。（人口の場合、分子の利用者数を全て含んでいるが、手帳所持者の場合、分子の利用者数の内、一部利用者数を含んでいない可能性がある。）

サービス利用に関する地域差を見るための指標について

指標を検討するにあたっての考え方

- 人口に占めるサービス利用者数割合を指標として用いる場合、地域毎に若年層や高齢者層の多寡といった、年齢層の相違があり、そのような相違が人口に占めるサービス利用者数割合に影響を与える可能性があるため、地域差をより公平に捉えるために、そのような相違による影響を除去する必要がある。

➡ 指標について、人口の年齢階級の分布を全国平均並みと仮定した場合の利用者数割合が適当であると考えられるが、どうか。

＜人口の年齢階級の分布が全国平均並みだと仮定した場合の利用者数割合について＞

年齢階級	各年齢階級別割合 (地域A)	各年齢階級別割合 (地域B)	各年齢階級別割合 (地域C)
年齢が18～20歳	2 %	2 %	4 %
年齢が20～24歳	6 %	7 %	6 %
...	...	...	...
年齢が60～64歳	7 %	9 %	8 %
年齢が65歳以上	3 %	4 %	3 %

地域間でバラバラ

➡ バラバラな
分布を全国
平均に揃え
て算出

利用者割合に影響

サービス利用に関する地域差の基準点について

基準点を検討するにあたっての考え方

- サービス利用に関する地域差の基準点としては、**平均値や中央値**といった指標が考えられる。
- 平均値は、**全ての利用量の実績を反映できる指標**である一方で、中央値は、**全ての利用量の実績は反映できない**指標（極端に大きいもしくは小さい利用量を反映できない指標）である。
- また、他分野においても、例えば、医療の分野において、以下の記載のとおり、全国平均値が地域差の判断基準として採用されている。

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和6年11月1日一部改正）（一部抜粋）

骨太方針2023において、一人当たり医療費の地域差半減に向けて地域の実情に応じて取り組むこととされている。本方針では、数値目標を定める特定健康診査等の受診率の向上及び後発医薬品の使用促進の効果を取り除いた後の都道府県別の令和11年度の一人当たり入院外医療費について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり入院外医療費の地域差について**全国平均**との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱うこととしている。

→ 地域差の基準点について、**全国平均値**が適当であると考えられるが、どうか。

（平均値と中央値について）

	地域A	地域B	地域C	地域D	地域E
利用者数	20人	50人	100人	1,000人	140,000人

平均値 $\frac{20+50+100+1,000+140,000}{5} = 28,234$ 人

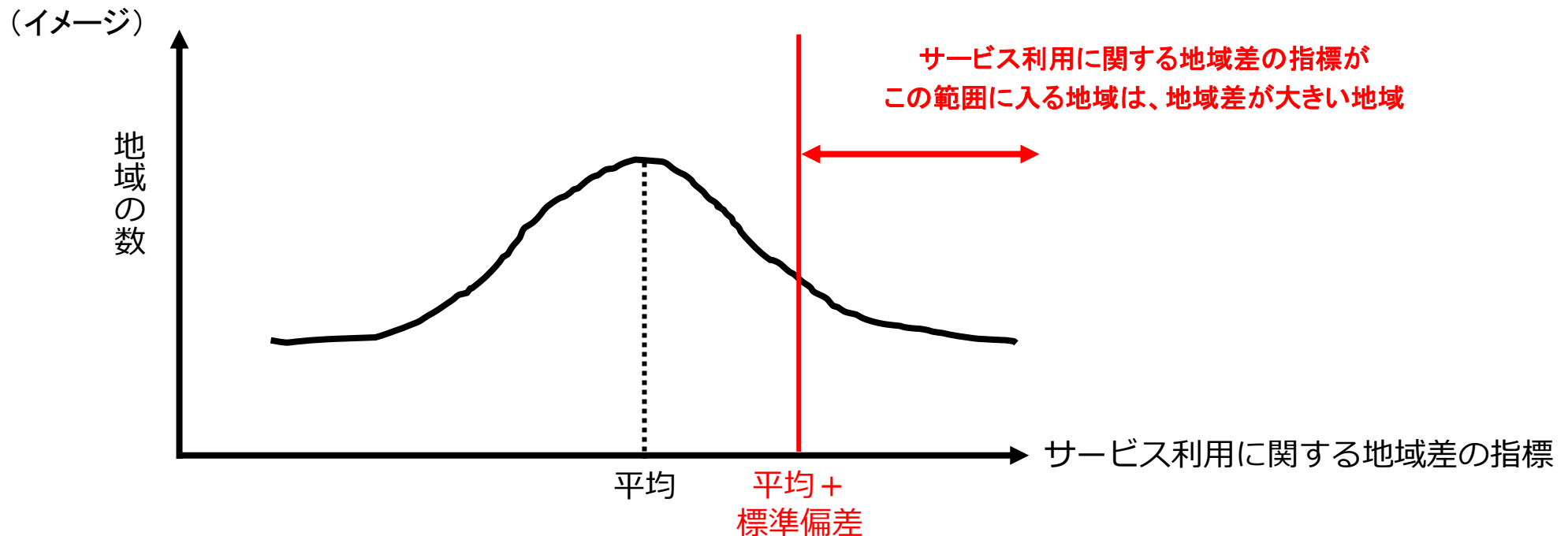
中央値 **100人**

地域Cの利用者は、多い順もしくは少ない順に真ん中の位置にある利用者数＝中央値

「対応する必要がある地域差」の対象ラインについて

対象ラインを検討するにあたっての考え方

- 「対応する必要がある地域差」の対象ラインを考えるにあたっては、平均値からの指標のばらつき具合も考慮する必要があり、標準偏差は指標のこのようなばらつき具合を示すものであることから、対象ラインとしては、例えば、全国平均値＋標準偏差といった基準（※）が考えられるが、どうか。
（※）福祉用具の分野において、当該基準が活用されている事例がある（13頁参照）。
- 対象ラインとして、他に考えられるものがあるか。



対象ラインについて、平均＋標準偏差が考えられるが、どうか。他に考えられるものがあるか。

(参考)標準偏差について

- 標準偏差とは、平均値からの各データのばらつきの程度を示した指標である。
- 以下のケース1及びケース2においては、ケース2の方が、各地域の利用者数が、平均値からばらついていているため、標準偏差について、ケース1よりもケース2の方が大きくなる。

(ケース1)

	地域A	地域B	地域C	地域D	地域E
利用者数	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	2,000人
平均値との差	200人	200人	200人	200人	800人



平均値との差について、ばらつきが小さい

(標準偏差400人)

$$\text{平均値: } \frac{1,000+1,000+1,000+1,000+2,000}{5} = 1,200\text{人}$$

(ケース2)

	地域A	地域B	地域C	地域D	地域E
利用者数	10人	100人	30,000人	500,000人	1,000,000人
平均値との差	306,012人	305,922人	276,022人	193,978人	693,978人



平均値との差について、ばらつきが大きい

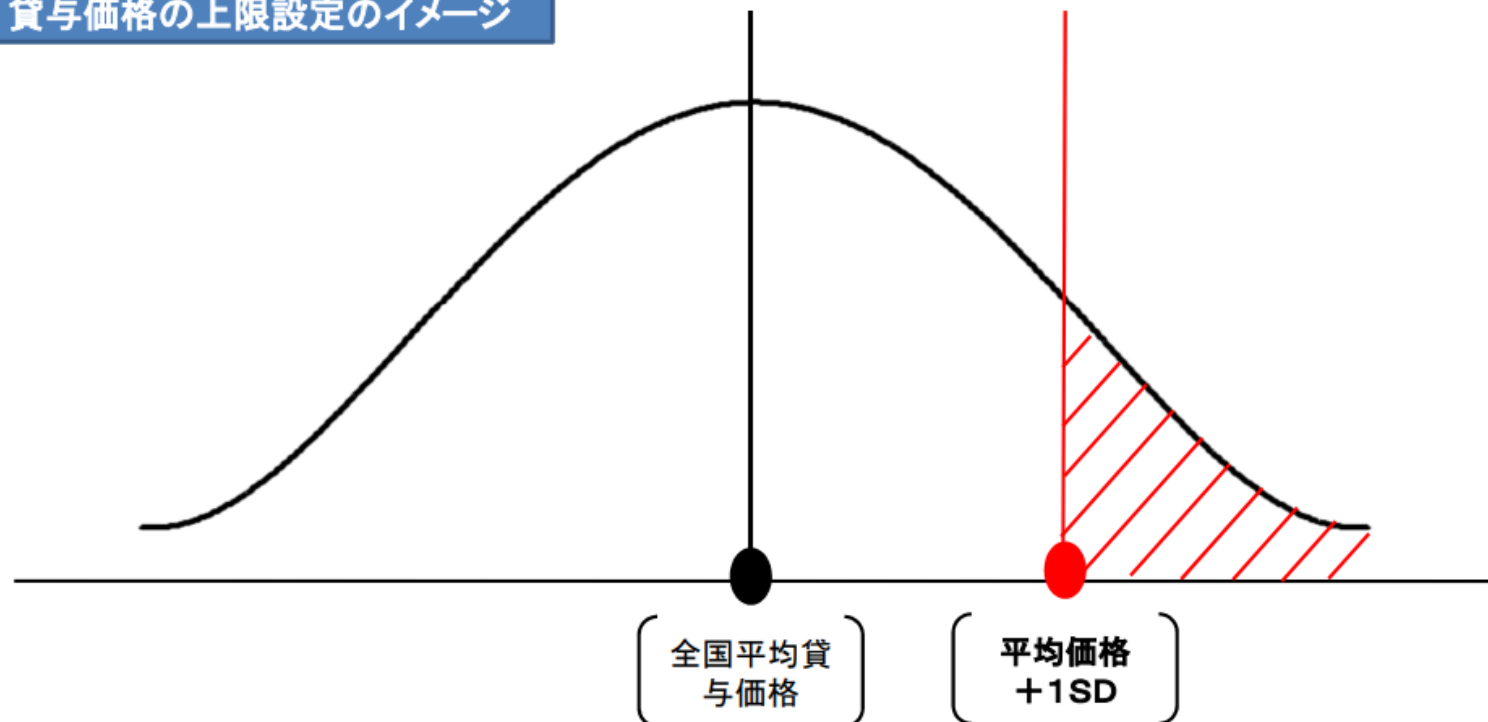
(標準偏差 約40万人)

$$\text{平均値: } \frac{10+100+30,000+500,000+1,000,000}{5} = 306,022\text{人}$$

(参考) 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
 - 具体的には、当該商品の **全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)** とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方について（案）

以上を踏まえて、「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方について、以下のような考え方としてはどうか。

「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方（案）

- （１）サービス利用に関する地域差を見るための指標

地域間における、人口の年齢階級の分布の相違を除去するため、全ての地域において、人口の年齢階級の分布が全国平均並みだと仮定した場合の、人口に占める障害福祉サービスもしくは障害児支援の各サービスの利用者の割合としては、どうか。

- （２）地域差の基準点

地域差を判断するための基準は、利用可能であり、かつ、他分野でも利用されている全国平均値としては、どうか。

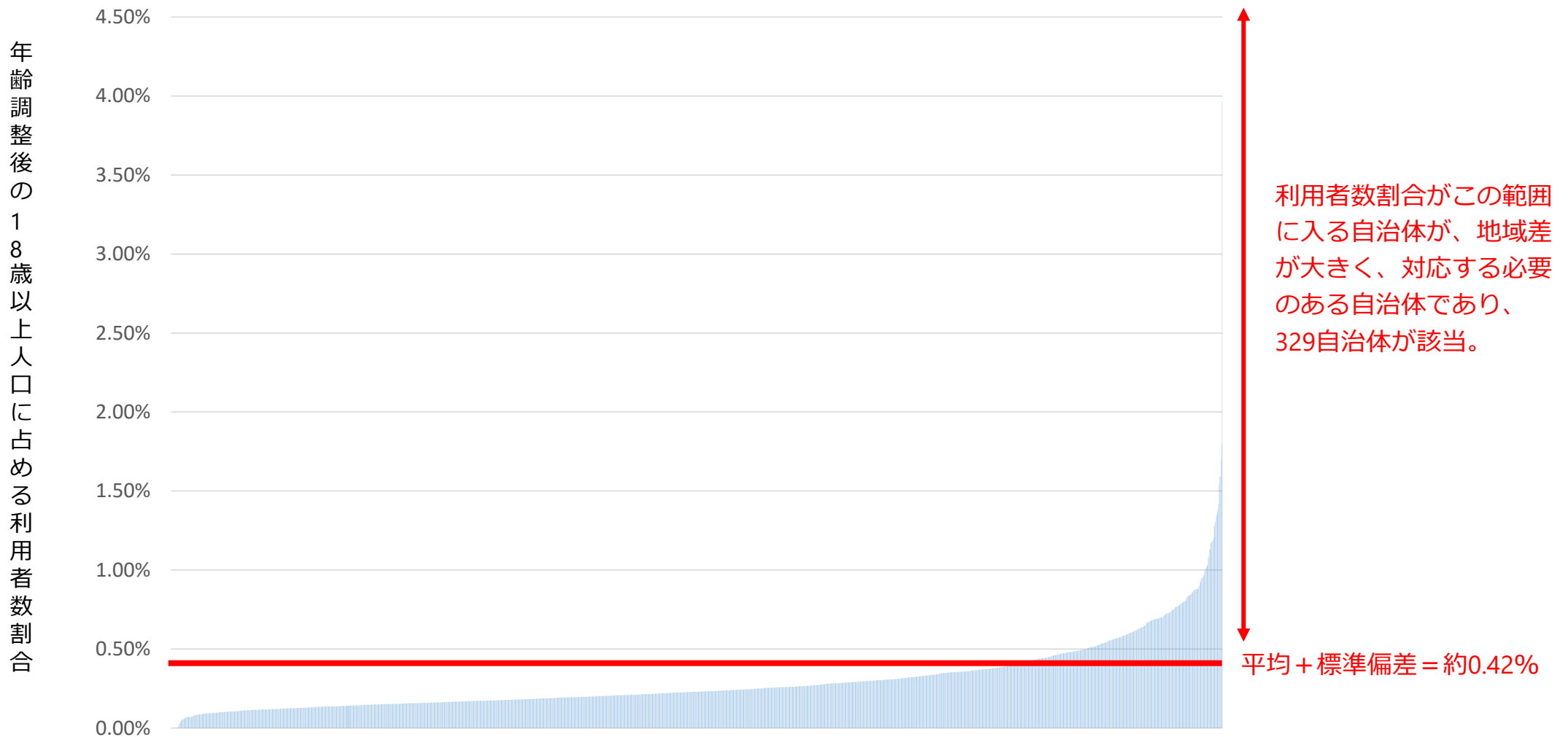
- （３）対応する必要がある地域差の対象ライン

地域差が大きい地域とは、上記（１）の指標が、例えば、平均＋標準偏差よりも大きい地域としては、どうか。

（前頁の考え方のイメージ（例））

18歳以上人口に占める共同生活援助利用者数割合（2024年度）＜年齢階級による調整後＞

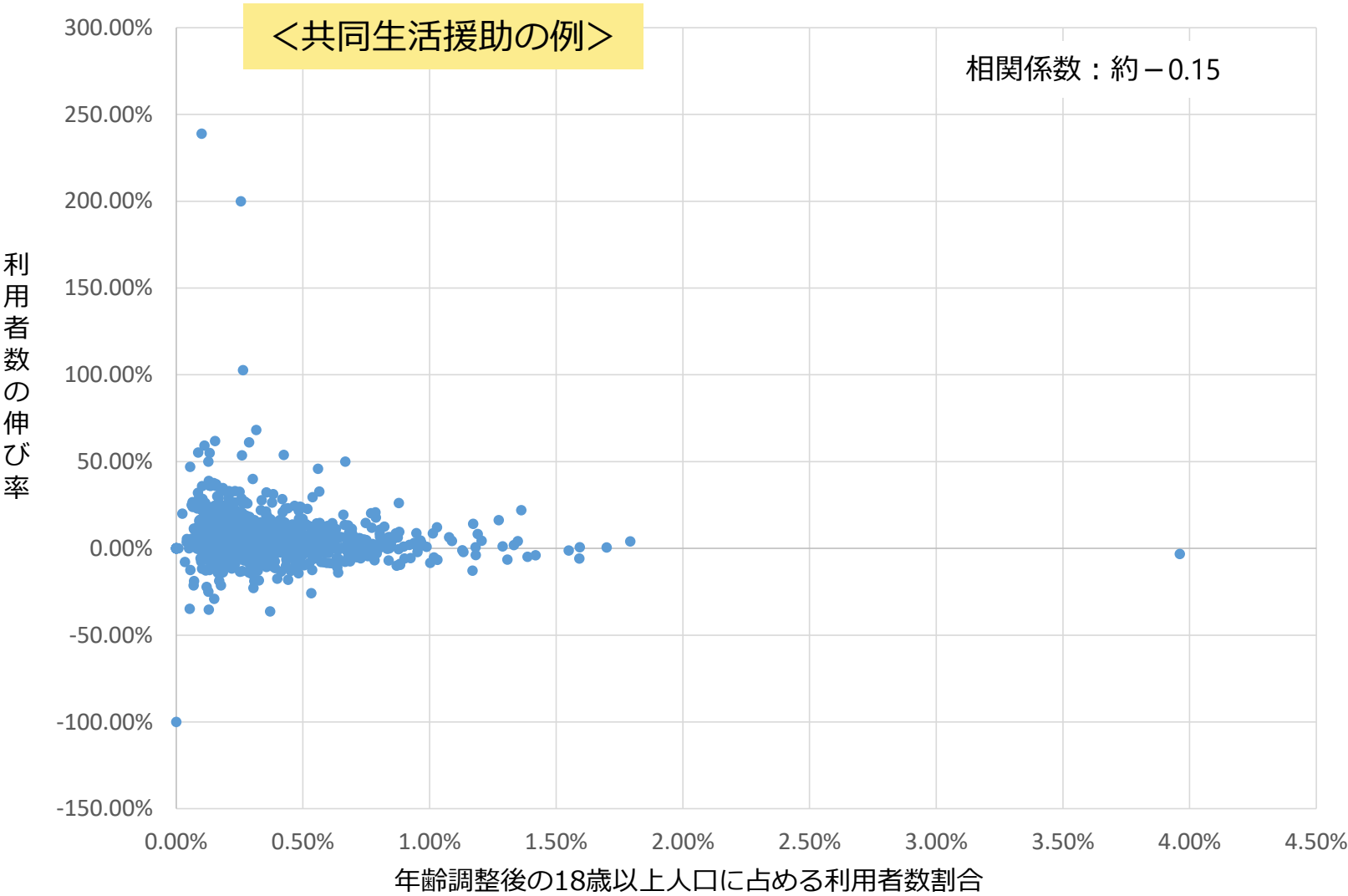
年齢調整後の市町村別18歳以上人口に占める共同生活援助利用者数割合が平均＋標準偏差よりも大きい（地域差が大きい）自治体は、329自治体該当する。



(参考)
前回の御指摘に関するもの

18歳以上（未満）人口に占める利用者数割合（2024年度） ＜年齢階級による調整後＞ と
利用者数の伸び率（2024年度平均の対前年度比）の市町村別分布

生活介護、共同生活援助、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、
年齢調整後の18歳以上（未満）人口に占める利用者数割合と利用者数の伸び率の分布をみると、相関関係は認められない。

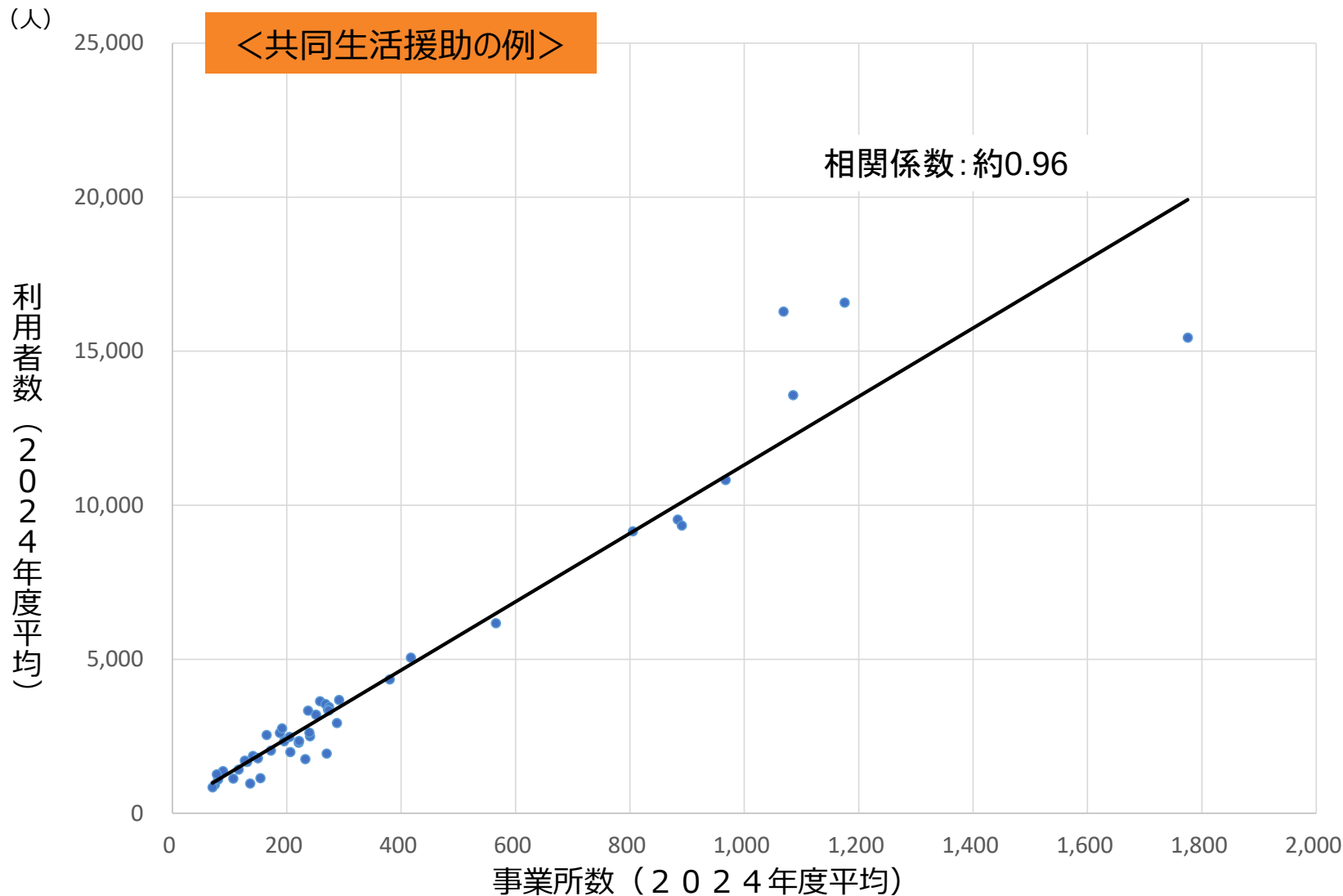


＜他のサービス＞

サービス種類	相関係数
生活介護	約 -0.05
就労継続支援（A型）	約 -0.03
就労継続支援（B型）	約 -0.12
児童発達支援	約 -0.02
放課後等デイサービス	約 -0.04

事業所数と利用者数の相関関係＜2024年度平均＞

生活介護、共同生活援助、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、事業所数と利用者数の分布をみると、正の相関関係が認められる。



＜他のサービス＞

サービス種類	相関係数
生活介護	約 0.92
就労継続支援（A型）	約 0.97
就労継続支援（B型）	約 0.97
児童発達支援	約 0.88
放課後等デイサービス	約 0.97

2 サービスの質の確保に係る取組について（就労系サービス）

サービスの質の確保・向上のため、事業所指定の適切な運用に向けた取組も進める必要がある。事業所指定に係るサービス横断的な取組のほか、個別のサービスについても指定の適切な運用に資するガイドラインの作成などの取組を進めている。

1 サービス横断的な取組

（1）指定事務に係る運用の実態把握と適正化

- 支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査。
- 令和7年度は、当該調査結果を踏まえつつ、各自治体の指定事務の運用状況等について更なる調査を行った上で、事業所指定の在り方について検討し、自治体の指定事務に資するガイドライン案をまとめる調査研究を実施予定。

（2）意見申出制度の積極的な活用

- 令和7年3月の関係課長会議や事務連絡において、運用フロー例や活用事例、意見申出の際に用いる様式例を示して積極的な活用を促進。

2 個別サービスに係る取組

（1）共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助における支援の質の確保等のため、令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成（今後、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定）。
- 令和7年度は、調査研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- 更に、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、令和7年度調査研究において、運営法人における内部牽制の在り方等も併せて検討する予定。

（2）就労継続支援における支援の質の確保

- 令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、自治体による指定事務の実態把握を実施。
- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

（3）障害児支援における支援の質の確保

- 支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインを改訂し、周知している（令和6年7月）。
- 令和6年度報酬改定において、児童発達支援・放課後等デイサービス等では総合的な支援の提供を基準で求めるとともに、事業所の提供する支援を可視化するため、支援プログラムの作成及び公表を求めている（令和7年4月から未公表減算あり）。
- 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、令和6年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催し、令和9年度以降の実施を見据え、全国共通の枠組みでの研修体系の構築に向けて検討をすすめているところ。

